

埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市町村の母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）と子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで包括的な支援体制の構築を図るため、県は市町村が実施する新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業に係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日付20文科初第1279号雇児発第0305005号の別紙）及び「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、市町村が行う「埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱」（以下、事業実施要綱という。）に定める以下の事業を交付の対象とする。

- (1) 別添20 「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業」
- (2) 別添21 「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」
- (3) 別添22 「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」
(但し、妊産婦のいる家庭への支援に限る。)
- (4) 別添25 「妊婦訪問支援事業」

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2条に定める事業ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2条に定める事業ごとに、別表に定める補助基準額を算定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定に準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定)

第8条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、当該報告書の提出は、事業完了後（第5条第1項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）1か月以内又は当該事業年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号により行う。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助率 |
|---|--------------------------------|-----------------|---|-------|
| (1) 母子保健・ 児童福祉 一体的相談 支援機関整 備事業 | ① 本体工事 | 1施設当たり 17,635千円 | <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p> | 9/10 |
| | ② 特殊附帯工事 | 1施設当たり 16,804千円 | 特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費 | |
| | ③ 地域交流スペース加算 | 1施設当たり 12,273千円 | <p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> | |
| | ④ 開設準備 (2(1)①により整備を行う場合) | 1施設当たり 7,435千円 | 一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用 | |
| | ⑤ 開設準備 (2(1)②又は③により整備を行う場合) | 1施設当たり 3,628千円 | | |
| | ⑥ 解体撤去工事 | 1施設当たり 1,003千円 | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | |
| | ⑦ 仮施設整備工事 | 1施設当たり 1,780千円 | 仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 | |

| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 | 5 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|-----------|----------|--------|----|----|----------|------|------|---------------------------|------|------|-------|---------|------|--|-------|
| (2) 母子保健・ 児童福祉一 体的相談支 援機関運営 事業 | ① 統括支援 員の配置支援 | 1 か所当たり 6, 272 千円 (年額) ただし配置期間が 12 か月に満たない場 合には、上記補助基準額に「事業実施月数 (※) ÷ 12 月」を乗じた額 (千円未満切 り捨て) を補助基準額とする。 (※) 「事業実施月数」とは、統括支援員を配置 した日の属する月から統括支援員の配置がなされ なくなった日の前日が属する月までとする。 | 報酬、給料及び職員手当 等、旅費、需用費 (消耗品 費、教材費、燃料費、印刷 製本費、会議費、光熱水 費)、改修費、備品購入 費、役務費 (通信運搬費、 広告費、保険料)、報償 費、委託料、使用料及び賃 借料、共済費、扶助費、 補助金、負担金 | 5 / 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 家庭・養 育環境支援事 業の円滑導入 支援 | 1 市町村当たり 3, 208 千円 (年額) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 子育て世帯 訪問支援臨 時特例事業 | ① 訪問支援 費用 | 1 市町村あたり 延べ利用時間数 × 3, 000 円 延べ利用件数 × 1, 860 円 (i) 利用者負担軽減を実施する場合 上記により算出した額の合算額か ら、以下に該当する世帯に対して定め る利用者負担額の合算額を控除した額 <table border="1" data-bbox="464 1025 978 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>延べ利用時間数 ×</th> <th>延べ利用件数 ×</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>300円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>住民税所得割課税額 77, 101円未満世帯</td> <td>600円</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>その他世帯</td> <td>1, 500円</td> <td>930円</td> </tr> </tbody> </table> (ii) 利用者負担軽減を実施しない場合 一律に上記により算出した額の合算 額からその他世帯の利用者負担額を控 除した額 | | 延べ利用時間数 × | 延べ利用件数 × | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 住民税非課税世帯 | 300円 | 190円 | 住民税所得割課税額 77, 101円未満世帯 | 600円 | 530円 | その他世帯 | 1, 500円 | 930円 | 報酬、給料及び職員手当 等、旅費、需用費 (消耗品 費、教材費、燃料費、印刷製 本費、会議費、光熱水費)、 備品購入費、役務費 (通信運 搬費、広告料、保険料)、 報償費、委託料、使用料及び 賃借料、共済費、扶助費、 補助金、負担金 | 3 / 4 |
| | | 延べ利用時間数 × | 延べ利用件数 × | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税非課税世帯 | 300円 | 190円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税所得割課税額 77, 101円未満世帯 | 600円 | 530円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他世帯 | 1, 500円 | 930円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 事務費・ 管理費 | 1 委託事業所あたり 564, 000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 妊婦訪問 支援事業 | ① 活動費 | 訪問 1 件あたり 9, 080 円 | 妊婦訪問支援事業を実施す る場合に必要な報酬、給与 及び職員手当等 (ただし、 会計年度任用職員及び臨時 的任用職員に関するものに 限る)、報償費、共済費、 旅費、需用費 (消耗品費、 燃料費、印刷製本費及び光 熱水費)、役務費 (通信運 搬費、広告料)、委託料、 使用料及び賃借料、備品購 入費、負担金、補助及び交 付金等 | 1 / 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 民間へ委 託する場合の 事業費 | 年額 564, 000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第1号

第 年 月 日 号

年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
補助金交付申請書

(宛先)
埼玉県知事

市町村長

下記のとおり 年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
事業計画書(別表1)

(2) その他参考となる資料

| | |
|------------|--|
| 課(所・センター)名 | |
| 係(担当)名 | |
| 担当者名 | |
| 電話 | |

様式第1号の2

第 年 月 日 号

年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
補助金変更交付申請書

(宛先)
埼玉県知事

市町村長

年 月 日付 第 号で交付決定された標記補助金について、交付決定の内容の一部を次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更する補助事業の名称

2 交付申請額 金 円
うち今回追加申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
事業計画書(別表1)
- (2) その他参考となる資料

| | |
|------------|--|
| 課(所・センター)名 | |
| 係(担当)名 | |
| 担当者名 | |
| 電話 | |

第 号
年 月 日

年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
補助金交付決定通知書

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助金につ
いては、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定する補助事業

2 交付決定額 金 円

3 支払方法

4 交付条件

- (1) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

様式第3号

第 号
年 月 日

年度 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
補助金実績報告書

(宛先)
埼玉県知事

市町村長 印

年 月 日付 第 号で標記補助金の交付決定を受けた補助事業について事業が完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金精算額調書(別表2)
 - (2) その他参考となる資料

| | |
|------------|--|
| 課(所・センター)名 | |
| 係(担当)名 | |
| 担当者名 | |
| 電話 | |

第 号
年 月 日

年度 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業
補助金交付確定通知書

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付 第 号で交付決定の通知をした標記補助金については、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3 過不足(△)額 | 金 | 円 |